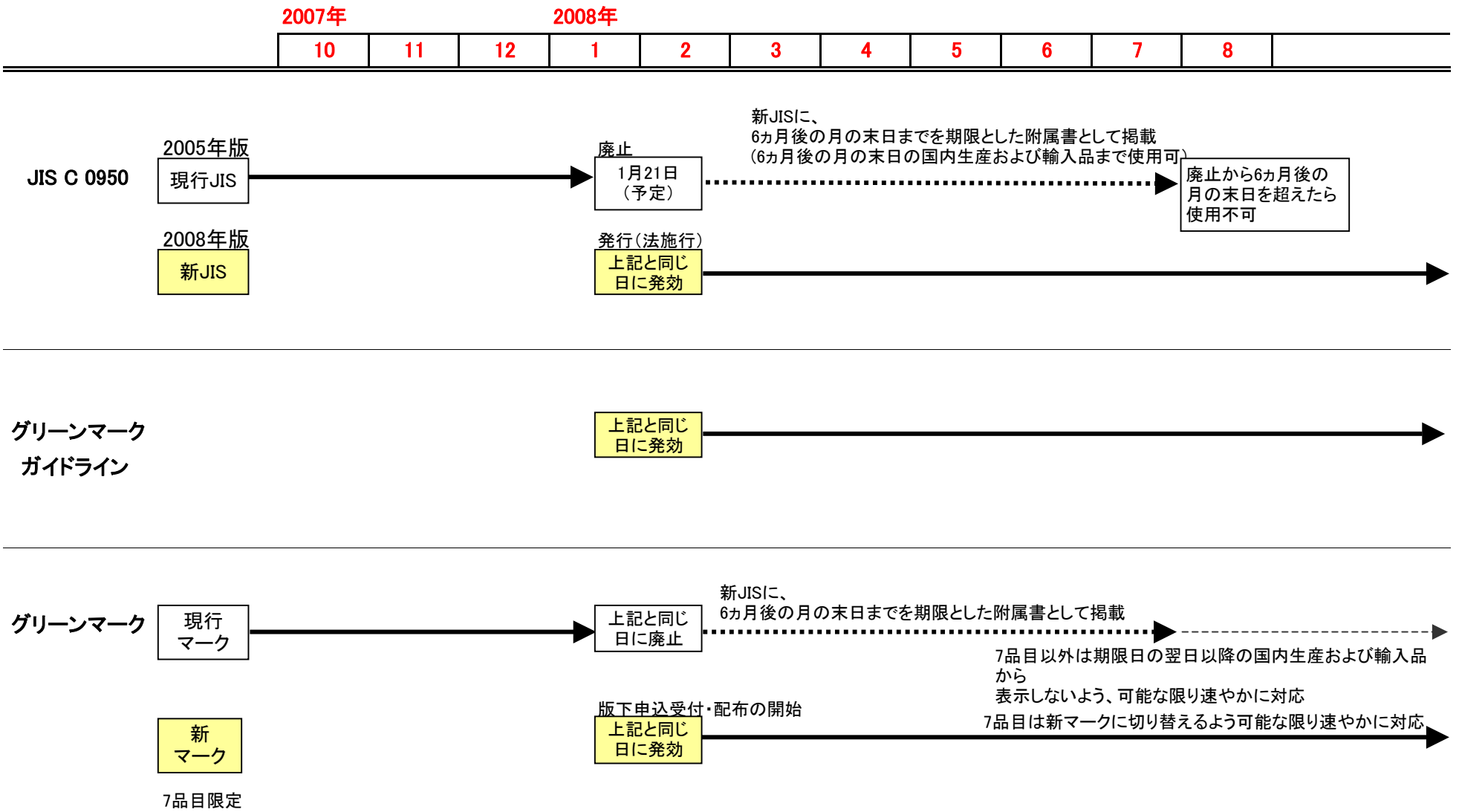


# J-Moss/新JISとガイドラインのスケジュール(案)

2008/1/7 時点



新JIS発効後の国内生産および輸入販売品へのマーク表示は 下記①～③のとおり。  
 なお、グリーンマークの表示は任意であり、表示しなくてもよい。

①7品目: 新JISにもとづき含有マーク表示が必要となるもの

◆含有マーク(法による義務):

新JIS発効日(2008年1月21日予定)以降の国内生産および輸入品は、新JISに基づいて表示を行うこと。  
 但し、新JIS附属書Dにおいて、JIS発効日から6か月後の月の末日(2008年7月末予定)までは現行JISの運用を認めていることから、この期間については現行JISに準用した運用を妨げない。 → 「生産および輸入販売品」についてはシート2参照

(すなわち、現行JISにもとづき含有マークを表示しなくてよいと判断されていたものについては、新JIS発効日から6か月後の月の末日の生産および輸入販売品までは、現行グリーンマークを表示することは妨げない。)

②7品目: 新JISにもとづき含有マークを表示しなくてよいと判断されるもの

グリーンマーク(任意)を表示する場合は以下のとおり:

◆現行グリーンマーク:

新JIS附属書Dの期限日(2008年7月末予定)以前の国内生産および輸入品には表示できる。  
 新グリーンマークに切り替える場合は可能な限り速やかに対応する。

◆新グリーンマーク:

業界ガイドラインの発効日(新JISと同じ。2008年1月21日予定)から、JEITAで版下申込受付と配布を開始。同日以降の国内生産および輸入品から表示できる。

③7品目以外:

◆現行グリーンマーク:

新JIS附属書Dの期限日(2008年7月末予定)以前の国内生産および輸入品には表示できる。  
 期限日の翌日以降の国内生産および輸入品には表示できない。

◆新グリーンマーク:

表示できない(7品目のみを対象とするため)